

# 一般社団法人 ACT 富山国際協力協会 定款

※ACT…Association for Contribution to Toyama の略

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ACT 富山国際協力協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、JICA ボランティア経験者が中心となり、国際協力と富山県の地域発展に貢献することを目的とし、次の事業を行う。

<日本人としての誇りを取り戻す>

- (1) 日本の伝統文化、歴史、精神を共に学ぶ事業
- (2) 世界の中の日本を見直すための歴史検証事業
- (3) 日本国、日本人のあるべき姿を研究する事業

<国際理解・交流>

- (4) 学校、企業・団体、一般向け国際理解セミナー事業
- (5) 富山県内在住ネパール人たちとの交流事業（富山ネパール文化交流協会との協働）
- (6) その他、県内在住外国人との交流事業

<国際協力>

- (7) カンボジアの子どもたちに日本の子どもたちのランドセルを贈る事業
- (8) 2015ネパール震災復興支援事業（富山ネパール文化交流協会との協働）
- (9) その他、必要に応じた国際協力事業

(10) JICA 北陸支部、青年海外協力隊富山県 OB 会、富山県青年海外協力隊を育てる会など関係団体との、国際理解・交流、国際協力に関する協働事業

<地域社会の空洞化改善>

- (11) 子供、女性、老人、発達障害、障害者、LGBT、要介護者等、社会的弱者支援事業
- (12) 婚活支援事業
- (13) 少子高齢化問題対策事業
- (14) 農林水産業担い手問題対策事業
- (15) 生きがいのある地域社会づくり研究事業

<健全な人づくり>

- (16) 地域リーダー育成事業
- (17) 青年海外協力隊など、JICA ボランティア制度活用事業

<地域商工業振興のための企業支援>

- (18) 中小民間企業の海外進出支援事業（JICA 北陸支部との協働）
- (19) 途上国におけるビジネスチャンス獲得研究事業
- (20) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 当法人の社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上10名以内
- (2) 監事 1名

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第9条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第20条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除)

第23条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事の多数決により決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しまたは提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第31条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第32条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

### (解散)

第33条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他の法令で定める事由

### (残余財産)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人に贈与する。

## 第8章 附則

### (最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

### (設立時の理事、代表理事及び監事)

第36条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大角利雄、井上純子、中川博司

設立時代表理事 大角利雄

設立時監事 内山弘幸

### (設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第37条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 富山県射水市布目沢528番地

設立時社員 大角利雄

住所 富山県富山市婦中町笹倉459番地  
設立時社員 井上純子

住所 富山県富山市上飯野29番地1  
設立時社員 中川博司

住所 富山県富山市今市1298番地1  
設立時社員 内山弘幸

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 ACT 富山国際協力協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年10月27日

設立時社員 大角利雄 印

設立時社員 井上純子 印

設立時社員 中川博司 印

設立時社員 内山弘幸 印